

おびしんカーライフプラン

令和2年10月1日現在

| | |
|------------------|---|
| 1. 商 品 名 | おびしんカーライフプラン |
| 2. ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方 ・満18歳以上の個人の方 ・安定継続した収入のある方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・【就職内定者】・・・就職先が内定しており、次の要件を全て満たす方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 満18歳以上30歳未満である方 (2) 就職内定先が発行する内定を証明する書類を提出できる方 |
| 3. ご融資資金の用途 | <ul style="list-style-type: none"> ・申込人本人または申込人の家族（配偶者・親・子・孫）が使用する自家用自動車・オートバイ（原付含む）・自転車の購入資金 ・車検・修理費用 ・パーツ・オプションの購入・取付費用 ・自動車保険費用 ・運転免許取得費用（安定継続した収入の有無は問いません） ※未成年の方の場合、親権者の連帯保証は不要です ・車庫設置費用 ・自動車購入資金等の借換資金（ただし金融機関および信販会社からの借入に限ります） |
| 4. ご 融 資 金 額 | <ul style="list-style-type: none"> ・10万円以上1,000万円以内（単位は1万円きざみ） ・【就職内定者】・・・10万円以上200万円以内（単位は1万円きざみ） ・WEB完結ローンを利用する場合は、10万円以上500万円以内（単位は1万円きざみ） |
| 5. ご 融 資 期 間 | <ul style="list-style-type: none"> ・3カ月以上10年以内 |
| 6. ご 融 資 限 度 額 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金の他の保証ローンと合算し、一般社団法人しんきん保証基金が定める保証限度額を超えない範囲 |
| 7. ご 融 資 利 率 | <ul style="list-style-type: none"> ・変動金利（付利単位1円） ・ご融資利率は当金庫が定める短期プライムレートを基準として決定いたします なお、ご融資利率は金融情勢などに応じて変動します ・ご融資後は当金庫の短期プライムレートの改定日後最初に到来する利払日の翌日から適用します |
| 8. ご 返 済 方 法 | <ul style="list-style-type: none"> ・元金均等払または元利均等払 ・ボーナス時増額弁済併用可能です（ただし増額分は融資額の50%以内） ・元金の措置可能な期間は6カ月以内です ・【就職内定者】・・・元金の据置可能な期間は6カ月以内もしくは就職月の翌々月まで |
| 9. 保 証 人 及 び 担 保 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありませんが、未成年の方がご利用される場合は、親権者の連帯保証が原則必要となります ・保証料はご融資利率の中に含まれています |

おびしんカーライフプラン

| | |
|-------------------|---|
| 10. 手 数 料 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・条件変更（割賦金見直しまたは期間延長のともなうもの）を行う場合は、条件変更手数料 11,000 円（消費税込）が必要です |
| 11. 苦情処理措置・紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫の平日営業日に、営業店または「お客様サポート室」（9時～17時、電話：0800-800-3345）にお申し出ください ・紛争解決措置 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫の平日営業日に、上記「お客様サポート室」または北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります 詳しくは、東京三弁護士会、「お客様サポート室」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください |
| 12. そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在のご融資利率に関しては、当金庫本支店窓口でお問い合わせください ・返済試算表をご希望の方は、当金庫本支店窓口でお問い合わせください お客さまが申し出た条件での返済額を試算いたします |

◎くわしくは窓口にお問い合わせください。